



地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和元年度の各会計決算の健全化判断比率及び資金不足比率について算定したところ次のとおりの結果となりましたので、法第3条第1項及び第22条第1項に基づき公表します。

1 算定結果の概要

(1) 健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全てにおいて、基準を超えていません。

(2) 資金不足比率について

水道事業会計、下水道事業会計、市立三笠総合病院事業会計の全ての公営企業会計で、資金不足を生じていません。

2 各指標の状況

	健全化判断比率の状況			早期健全化基準	財政再生基準
	H30年度決算	R01年度決算	比較		
実質赤字比率	—	—	—	15.00% 以上	20.00% 以上
連結実質赤字比率	—	—	—	20.00% 以上	30.00% 以上
実質公債費比率	7.4%	8.0%	0.6%	25.0% 以上	35.0% 以上
将来負担比率	45.6%	25.7%	△19.9%	350.0% 以上	/

※ 健全化判断比率の「—」は、実質赤字額もしくは連結実質赤字額がないことを示しています。

	資金不足比率の状況			経営健全化基準
	H30年度決算	R01年度決算	比較	
水道事業会計	—	—	—	20.0% 以上
下水道事業会計	—	—	—	
市立三笠総合病院事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率の「—」は、資金不足を生じていないことを示しています。

●実質赤字比率

一般会計等の実質収支は、今年度も黒字となっており、実質赤字比率は発生しない状況となっています。

●連結実質赤字比率

一般会計、育英特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、市立三笠総合病院事業会計の全ての会計で資金不足を生じておらず、黒字または資金の剰余額があるため、これらを合わせた連結実質赤字比率は発生しない状況となっています。

●実質公債費比率

令和元年度決算は8.0%で、許可団体の基準となる18.0%を大きく下回っており、次年度以降もこの比率を維持していく計画です。

●将来負担比率

将来負担となる地方債の現在高や退職手当等の負担見込額が増加しておりますが、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っており、次年度以降もこの比率を維持していく計画です。

●資金不足比率

全ての公営企業会計で資金不足を生じておらず、資金不足比率は発生しない状況となっています。

企画財政部税務財政課財政係

電話 01267-2-3186